

西都市地域資源バイオマス協議会規約

（目的）

第1条 地域の未利用資源を生かした再生可能エネルギー事業による農山村の活性化を図り、農林業並びに地域の健全な発展に資する取組のため、西都市地域資源バイオマス協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（事業）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事項について協議する。

- （1）農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な計画に関する事項
- （2）農地及び林地の整備・保全に関する事項
- （3）農林業の振興に関する事項
- （4）農地及び森林所有者の施業意欲の向上及び農林業の経営安定に関する事項
- （5）農山村の健全な発展と活性化に関する事項
- （6）再生可能エネルギー関連産業に係る事項
- （7）その他地域資源バイオマスに関する事項

（組織）

第3条 協議会は、次に掲げる会員で組織する。

- （1）西都市農林課長
- （2）地域住民の代表者
- （3）地域住民活動を行う組織の代表者
- （4）関係農林業者の組織する団体
- （5）学識経験者
- （6）バイオマス設備整備者
- （7）関係農林業者
- （8）その他西都市が必要と認める者

- 2 会員の任期は委嘱状の交付を受けた日から2年後の協議会の会議までとする。ただし、会員が欠けた場合における後任の会員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長1人、副会長1人、監事2人

(2) 会長は西都市農林課長の職にある者をもって充て、副会長及び監事は会員の互選によって定めるものとする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、議長となる。

2 会議は、会員の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、会議に出席できない会員は、代理人を出席させ権限を委任することができる。

3 会議は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

4 災害の発生、伝染病の蔓延等により協議会の開催が困難な場合、また特に重要な案件と認められない場合に限り、前各項の規定にかかわらず、書面決議とすることができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、西都市農林課に事務局を置く。

(会計)

第7条 協議会の運営等に要する経費は、寄付金、負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約)

第8条 この規約を変更等する場合は、会議において出席者の承認を得るものとする。

(協議会の解散)

第9条 協議会を解散する場合は、会員の半数以上の同意を得なければならない。

2 解散した場合には、その収支は解散の日をもって会長であった者が決算するものとする。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附則 この規約は、令和8年8月31日から施行する。